

# めみづく

復興・市民活動情報誌

第28号

2~3 画期的なNPO税制・「税額控除」がいよいよ実現へ！

4~5 「知の地産地消」としての「市民調査」

6~7 寄稿・だれもがその人らしく生きられる地域へ～障がい者支援の現場から～

8~9 NPO個別支援メニュー、拡がる

10 NPOをめぐる最近の動き  
「NPO法人会計基準」ができました！

11 ネットワーク、ネットワーク、ネットワーク！！  
ひょうごん福祉ネット活動報告

12 KECカレンダー  
ご入会・ご寄付お礼



認定NPO法人 市民活動センター神戸 Kobe Empowerment Center(KEC)  
〒650-0022 神戸市中央区元町通6-7-9 秋葉ビル TEL:(078)367-3336 FAX:367-3337  
E-mail kiroku@kobekec.net URL http://www.kobekec.net

事業仕分けに注目が集まつた。確かに、無駄が発生されると清々しい。しかし、一体誰にとっての無駄なのが明確ではないこともある。そうすると、事業仕分けが俄に恐ろしい作業に思えてくる。正しいと「される」方法で実施されることが、「誰にとっても」正しいという発想には、厳しい留保が必要だと思うからである。

厳しい留保が必要な議論の一つとして、**「新しい公共」**に関する議論がある。無論、行政だけでは貫徹できないから、市民とともに新しい公共を築こうという趣旨は良い。また、被災地KOBEで以前から既に指摘されてきた事柄が、ようやく中央に届きつつあるのかと感じ入ることもある。しかし、**「新しい公共」**を議論した結果、無駄なく社会の問題に対応できるというのであれば、厳しい留保が必要である。誰にとっての無駄が軽減されるのかが十分に省みられていないからである。

ここで、KOBEを振り返ってみよう。「ひとりひとりの被災者に向き合うこと」がKOBEから学んだ最も大きな教訓だと感じている。このことは、その後の災害対応の活動などを通じて、被災地NGO協働センターの村井氏から大きな共感をもつて学んだことである。一般に、集団を形容する場合には、平均体重のように、平均値に注目することがある。一方、健康な人達といえば、いかにも健康そうな姿が描けるように、集団の典型

事業仕分けに注目が集まつた。確かに、無駄が発生されると清々しい。しかし、一体誰にとっての無駄なのが明確ではないこともある。そうすると、事業仕分けが俄に恐ろしい作業に思えてくる。正しいと「される」方法で実施されることが、「誰にとっても」正しいという発想には、厳しい留保が必要だと思うからである。

厳しい留保が必要な議論の一つとして、**「新しい公共」**に関する議論がある。無論、行政だけでは貫徹できないから、市民とともに新しい公共を築こうという趣旨は良い。また、被災地KOBEで以前から既に指摘されてきた事柄が、ようやく中央に届きつつあるのかと感じ入ることもある。しかし、**「新しい公共」**を議論した結果、無駄なく社会の問題に対応できるというのであれば、厳しい留保が必要である。誰にとっての無駄が軽減されるのかが十分に省みられていないからである。

ここで、KOBEを振り返ってみよう。「ひとりひとりの被災者に向き合うこと」がKOBEから学んだ最も大きな教訓だと感じている。このことは、その後の災害対応の活動などを通じて、被災地NGO協働センターの村井氏から大きな共感をもつて学んだことである。一般に、集団を形容する場合には、平均体重のように、平均値に注目することがある。一方、健康な人達といえば、いかにも健康そうな姿が描けるように、集団の典型

## 仕分けない公共

的な特徴を取り出すこともある。しかし、KOBEを経て、被災者を平均像や典型像で捉えてはいけないことが身に染みている。被災者の平均的な姿やいかにも被災者然とした人を思い浮かべたところで意味はなく、目の前のかけがえのないたった一人の被災者の方に、どのように寄り添うことができるかということが問われたのがKOBEであつたと思う。それは、被災者の平均像や典型像を考えて対応する人々にとつては、おそらく無駄に満ちた活動に見えたかもしれない。

**「新しい公共」**の議論を前に、ひとりひとりの人に寄り添うなどと言い出せば、あまりにも「無駄が多い」対応に映るかもしれない。しかし、無駄が多くころが、仕分けられてはたまらない。ひとりひとりの人に対応していくことが何より大切な現実が目の前にあるからだ。今後、**「新しい公共」**の議論において、何かが無駄として抽出されるならば、それはいつたい誰にとつて無駄なのかということを厳しく問うてみたい。そして、たつたひとりの人にとって無駄でないならば、それは仕分けではなくないという姿勢を持ちたい。そんなことは理想にすぎないという声が聞こえる。しかし、それがあの頃のKOBEの現実だったではないか。KOBEからはこうした声を上げるべきではなかろうか。**「新しい公共」**の議論を無駄にしないためにも。

大阪大学大学院人間科学研究科教授  
市民活動センター神戸理事 湧美 公秀

(10年6月執筆)

## これまでの経緯

### 「認定NPO法人」

制度は二〇〇一年（平成13年）に発足したのち、昨年度までに7回の改正を重ねてきた。前回の改正でも、申請書類の簡素化、審査期間の短縮、そして寄附金控除下限額の5千円から2千円への引き下げ、などが実現したほか、今回の大改正につながる「市民公益税制プロジェクト」の設置が盛り込まれていた。

現在の「所得控除」に加えて、所得税について新たに「税額控除」方式が導入される（所得控除との選択制）。寄附金額の40%が控除され、地方税の税額控除10%と合わせて、最大で寄附額の50%を税額控除することが可能になる。

また、NPO法人以外の公益法人等についても、PSTと同様の要件、情報公開要件を満たすことを前提に、税額控除が導入されることになった（詳細は未定）。

### 内容1 税額控除の実現

「仮認定」制度（H24年度以降に導入予定）と相まって、人しかるべき認定NPO法人が大幅に増加すると見込まれている。

【「仮認定」制度の導入】  
設立後5年以内のNPO法人はPSTを免除する「仮認定」制度（有効期間3年）を新設。

### 内容2 日本版 ブランド・ギビング信託

認定NPO法人や公益社団財団法人への寄付を主な目的とした特定寄附信託について、信託財産から生じる利子所得について所得税・個人住民税が非課税となる「日本版ブランド・ギビング信託」制度が創設される。

【みなし寄附金制度の拡充】  
認定事務を国税庁からNPO法人を認証した自治体に移管する。

【認定機関の地方移管】  
認定事務を国税庁からNPO法人を認証した自治体に移管する。

以上の新制度はまさに画期的であり、社会のために使われるお金の流れが大きく変わる可能性が出てきた。市民が自分の「志」を込めてお金を託す選擇肢が拡がった。「志のあるお金」を税ではなく市民の活動に振り向かれる余地が飛躍的に大きくなつたのだ。将来、日本本格的な「寄付の文化」が根付いたその元年として二〇二一年（H

を進め、H24年度から次のことの実現を目指すとしている。

### 内容2 新しいパブリック・サポート・テスト（PST）の導入

今回閣議決定された税制改正大綱は、この市民公益税制PSTが12月1日に出し始めた報告書をほぼ踏襲した形になつてきている。

### 制度実現へ向けて

以上の新制度はまさに画期的

であり、社会のために使われる

お金の流れが大きく変わる可

能性が出てきた。市民が自分の「志」

を「想い」を込めてお金を託す選

択肢が拡がった。「志のあるお金」

を税ではなく市民の活動に振り

向かれる余地が飛躍的に大き

くなつたのだ。将来、日本本

格的な「寄付の文化」が根付い

### H24年度以降に実現する制度

税制改正大綱に明記された右の諸点のほか、「市民公益税制PST報告書」では、さらに1年かけて自治体との協議や法整備の道が大きく開けた。後述の

により、これまで認定取得が困難とされてきた事業収入中心のNPOにも認定へ

が大きく開けた。後述の

23年)は記憶されるかもしな  
い。

この改正は、税制調査会・市民  
公益税制PT、民主党新しい公共  
調査会・NPO議員連盟ほか多くの  
の議員の方々や、内閣府ほか政府  
関係者、そして全国の市民活動関  
係者とりわけその中心となつて  
活動いていただいた(特活)シーズ・市  
民活動を支える制度をつくる会  
の皆さんのが尽力のおかげで実現  
した。この場を借りて、心より御  
礼申し上げます。

といふが、このよきな歴史的な  
制度実現のためには、実はまだハ  
ードルが残つている。1月からの  
国会における関連法案の成立が  
それだ。現在の政治状況もあり、  
そう樂觀はできない。引き続き皆  
さんのご支援やご協力をお願ひ  
したい。

(実吉威)

※政府のH23年度税制改正大綱  
<http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/pdf/221216talkou.pdf>  
※市民公益税制PT報告書  
<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/pdf/22zen15kai6.pdf>

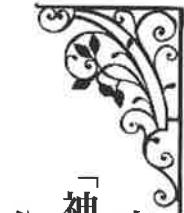
## ■兵庫県、神戸市も 条例制定を

住民税の税額控除

については、自治体ご  
との条例制定が必要  
だ。関東の都県・政令  
市は軒並み制定してい  
るが(東京都、神奈川  
県、埼玉県、千葉県、横  
浜市、川崎市、さいた  
ま市、千葉市。また福  
岡県、鎌倉市、柏市な  
ども)、残念ながらわ  
が兵庫県、神戸市はま  
だだ。一九九五年の阪  
神・淡路大震災が全国  
的なボランティア、NP  
Oの活躍の大きな契  
機となつただけに、そ  
の原点である兵庫県、  
神戸市が市民の活動  
を後押しする条例を  
持てていないのは大変  
残念である。ぜひ制定  
を急いでほしい。

## 市民のファンデ 「神戸文化支援基金」が 公益認定へ

市長のファンデ



おかげさまで  
市民活動センター神戸は  
認定NPO法人になりました!

市民活動センター  
一神戸(KEC)は  
去る9月15日付で  
国税庁長官より  
「認定特定非営利  
活動法人」(認定  
NPO法人)の認定  
を受けました。

これまで多くの  
方が寄付や会費  
でKECを支えてくださった賜  
物です。その事実を誇りに感じ  
るとともに、これまでに支援く  
ださつた皆さまに心より感謝申  
し上げます。

設立者の島田さんは「神戸の文  
化を支えるわざやかな『装置』が  
できた。みなさんと一緒にわらに  
夢を見ていましょう」と話す。  
市民が想いを持ち寄つて文化  
を支える基盤を神戸の地に根付  
かせたい。島田さんや寄付者、役  
員の方々のそんな想いをKEC  
は一般財團法人設立から現在の  
公益認定準備などでサポートし  
てきたが、これから来てKEC自身  
の認定NPO法人化とNPO税  
制の大きな進展で、可能性が大  
きく拡がつた。「公益財團法人神  
戸文化支援基金」と一緒に、神  
戸・兵庫の地で寄付の文化を花  
開かせるチャレンジをしていきた  
い。

右の特集記事にあるように、  
今回の税制改正で税額控除な  
ど、寄付者への特典が大きく改  
善されます。KECを支えてく  
ださる方々の負担が少しでも  
小さくなることになり、私たち  
役職員にとつても大変嬉しいこ  
とです。

KECではこの大切な税制優  
遇資格を当会自身の資金集めに  
活用するだけでなく、広く地域  
の市民活動支援のために役立て  
たいと考えています。そのプラン  
は現在検討中であり、決まり次  
第発表いたします。

9月10日  
現在、年度内の公益認定を目  
的。

※ 認定の有効期間は10月10年  
10月1日から15年9月30日ま  
での5年間です。

# 「知の地産地消」としての「市民調査」



「市民調査」という言葉を「存じでしょいか。」れば、（調査・研究の専門家ではなく）市民が中心となって行う調査のことと指して使われ始めた言葉です。自分たちが必要とする情報や知識を自分たちで獲得するという意味で、「知の地産地消」の営みも含まれます。」の「市民調査」に関連して、KECも取り組みを始めつつあります。

## ネット上で甦る

### 「ボランティア実態調査」

震災直後の一九九五年二月から4月にかけて、阪神大震災地元NGO救援連絡会議が中心となつて、「阪神大震災ボランティア実態調査」が行われました。阪神大震災の被災地で活動したボランティア団体のうち、120の団体に2種類の質問紙（A票とB票）を配布し、A票を79団体から、B票を50団体から回収して分析しました。その調査結果は、現在では、神戸大学附属図書館の震災文庫にも納められ、インターネットでも公開されています<sup>(1)</sup>。

が、上記「連絡会議」の一分科会としてスタートした「震災・行う調査」ではなく、むしろ、は、例えは、バナナやエビの生産・

活動記録室であり、この「記録室」が現在の市民活動センター神戸（KEC）のルーツです。また、「震災・活動記録室」は、単なる記録だけでなく、アンケートやインタビューを用いた調査も実施しました。調査はKECにとって、いわば団体の出発点ともいえる活動の一つなのです。

## 市民が調べるか？

### 「市民調査」

「市民が専門家をうまく巻き込んで行う調査」という「ユアンスを含んでいます<sup>(2)</sup>。」専門家と非専門家が協働して行う調査のうち、非専門家側に主導権がある調査を、特に「市民調査」と呼ぶ」と定義できるかもしれません。

全国的に知られるようになつたのが、「地元学」と呼ばれる一連の実践です。「地元学」という言葉は、一九九五年頃に熊本県水俣市と宮城県仙台市で、同時に発生的に使われ始めたとされます。論者によつて様々な説明がなされるので、定義は困難ですが、さしあたり「（主に農山漁村で）住民が外部者の協力を得ながら、自分たちの住む地域の調査し、気づきを得て、次の行動を起こしていく、一連のプロセスのこと」と理解してよいでしょう。

### 「樂しき」で広がる市民調査

ふいにいだ、前述の「ボランティア実態調査」のように、何らかの必要性や意義が先行して行われる調査もある一方で、「好きだと呼びうる実践の系譜は、国内では20世紀初頭にさかのぼる」とができるといいます<sup>(5)</sup>。戦後では、例えば、アマチュア天文家の多く

流通過程について調査した鶴見良行らの実践があります。一九八〇年代から九〇年代を中心

トヨタ財團が実施した「市民研究」に対する助成プログラムも、この分野の発展に大きく貢献しました。また、これらに類する取り組みが行われているのは国内に限つた話ではなく、

国際協力の分野で行われてきたPRA（参加型村落調査法）との関連も指摘されています。（宮内、2003, p.571）という言葉も説得力を持つはずだからです。自分たちが必要とする情報や知識を自分たちで獲得する

として、この「当事者自身が氣づきを得て、次の行動を起す」という点に特に注目したいと考えます。そうであれどこそ、市民調査は職業的研究者による調査研究の簡易版ではないのです。大げさに言えば、新しいパラダイムの調査研究である。

## 市民調査の意義

### 市民調査の意義

は星が好きだからこそ望遠鏡をのぞき始めたのでしょうかし、郷土史家の活動の背景には何らかの郷土愛があるでしょう。「好きだからこそ知りたいと思う、詳しく述べるとますます好きになる、そして『もつと知りたい』」といふ気持ちがさらに高まる…」といふ循環が生まれるのかも知れません。天体観測や自然観察は、観測や観察自体を楽しむ豊富な人材の層があり、そうした人材が、質・量ともに優れたアマチュア界の観測・観察を支えていると言えます。もちろん、高度な調査になればなるほど、単に「好きだから」ではなく、具体的な目標が設定されることが多いことは言つまでもありません<sup>(6)</sup>。

### 自然と社会：市民調査の対象

実際、一般市民が中心となつて行う自然（特に動植物）を対象とした観察・調査には、かなりの蓄積と広がりがあるようです。一〇一〇年七月、その成果を発表し、また市民調査に関わってきた実践者が交流する場として「市民調査全国大会」一〇一〇が東京で開かれました<sup>(7)</sup>。現状で

は星が好きだからこそ望遠鏡をする知見は十分共有されているとは言い難いですが<sup>(8)</sup>、「市民調査」の名の下に全国から実践者が多数集まつたことの意義は少くありません。

一方、社会を対象とした市民調査は、実践の蓄積は少なからずあるはずなのですが、――前述の「ボランティア実態調査」も、まさに市民調査です――その実践の整理や検証は十分には行われていません。まして、市民調査の意義の整理や手法の確立までは、まだ時間がかかりそうです。

そこで、KECでは、「市民調査研究会」を立ち上げ、主に社会を対象とした市民調査を念頭に、その意義の整理と手法の検討を計画しています。この中では、市民調査のための調査手法（アンケート調査、インタビュー等々）、市民調査に必要な資源（人・モノ・資金など）の確保の仕方、調査の結果をアドボカシーに結びつけていく手法について、順次検討していくことを想



スタートアップセミナーのようす

「市民調査研究会」に向けて  
会員登録を行いました。議論の中  
では、「データの読み方や表現の  
仕方に不十分な点はあるが、サ

ーは、題材として、内容や手法  
の検証を行いました。議論の中  
では、「データの読み方や表現の  
仕方に不十分な点はあるが、サ

(3) 宮内泰介(2003)「市民調査と  
いう可能性：調査の主体と方法

(4) この論文の原稿は、北海道大学のデータベース（HUSCU P）に収録されており、インターネット上で全文が見られます。

(5) 近代国家成立以前までさかのばれば、伊能忠敬の測量事業（西暦八〇〇年代初頭に実施）も、いじで云々「市民調査」の一種とみなせるかもしません。

(6) 例えば、天体観測であれば、「ある特定の種類の）新しい天体の発見」は大きな目標になるとでしょう。自然観察であれば、「ある特定の地域の自然保護のための総合的なデータ収集」あるいは「ある特定の種類の動植物の保護のための全国的なデータ収集」という目標の下で行われる調査は少なくありません。

(7) 主催した（財）日本自然保護協会の発表によれば、2日間で延べ約300人、約120団体が参加したとのことです。

(8) 自然を主な対象とした市民調査の手引書として、（財）日本自然保護協会では『人と自然のふれあい調査はんどう』を作成しています。

を組み直す」『社会学評論』53(4), 566-578.

# だれもがその人らしく生きられる地域へ

## ～障がい者支援の現場から～

障がい者をとりまく制度は、ここ十年だけでも何度か改正が加えられていますが、本当に当事者にとって歓迎すべきものになっているのでしょうか。KECでも神戸市「小規模作業所等事業サポート制度」に参加し、作業所のみなさんのそれぞれの悩みをお聞きする機会がありますが、「筋縄ではいかない難しさも感じます。障がい者支援の現状と課題を、現場の最前線からレポートしていただきました。

### 1. すまみらいの活動

#### 「その人が思い描く生活の実現(生活支援・就労支援)」

私たち特定非営利活動法人すまみらいの活動の源泉は、昭和58年、精神障がい者の家族が自宅を開設し、グループ活動を始めたことにまで遡ります。以降、貫して、精神疾患と共に生きる人達がそれぞれに思い描く生活を実現で

きるよう、様々な形の支援を行つてきました。震災で作業所が全壊しました。仮設住宅を借りて事業を継続していた、そんな困難な時期も乗り越えてきました。

現在の主たる事業は、3つの就労支援系事業所の運営を通じた障がい福祉サービスの提供です。

#### 主たる事業

- ◆『すまいる・フレンズ』（就労継続支援事業B型）  
神戸市須磨区飛松町2／登録者25名  
活動内容：シソジュース製造、内職、メール便、雑貨製作、バザー参加
- ◆『ひまわり・スイーツ』（就労継続支援事業B型）  
神戸市須磨区飛松町3／登録者18名  
活動内容：製菓作業、バザー参加
- ◆『ぶるろーぐ』（就労移行支援事業所）  
すまいる・フレンズ3F／登録者4名  
活動内容：ビジネスマナー講座など様々な就労支援プログラム、自家焙煎珈琲製造

### ▼「その人らしく」を支援

就労支援事業所ですから、もちろん就労支援活動を行つているのですが、それはあくまでも手段の一つであつて、その人がその人らしく生きられるよう、共に考え活動していくことが私たちの役割だと考へています。就労支援事業所ではありますが、自宅訪問や通院同行、年金申請の援助等、生活支援にも重きを置いているのはそんな理由からです。最近では、パソコン教室や散歩部などのサークル活動、スポーツ観戦や映画鑑賞等の余暇支援も随分と充実してきました。もちろん就労支援にも力を入れていますが、働くこと、社会復帰を無理に押し付けぬよう、あくまでもその方に思いにそつた支援を心がけています。

- 2. すまみらいの活動
- 「その人が当たり前に生活できる町作り(地域交流・啓発)」
- ▼「お祭り好き」？から「地域の資源」としての認知へ

実習へ行つていただくことがあります。ですが、地域活動を通じ自然に広がつていつたネットワークの中、実習を受け入れてくださる事業所（定食屋、石鹼製作所など）との出会いがありました。

### ▼地域に、自然に受け入れられるように

ところどころで、とても悲しい話なのですが、精神障がい者のグループホームの設置に対しでは、地元から強く反対されることも多く、つい最近、某精神障がい者支援団体が自治会から反対されグループホーム設立を断念した、との話を耳にしました。未だに、もつとも



シソジュース『須磨の紫』  
地域をつなぐ言葉ば「接着剤」のような商品です。

当たる前に守られるべきはずの「誰もが暮したい町で暮す」権利さえ十分保障されていないのです。

同じ地域の一員として地域イベントに参加したり、近隣住人に地域資源として事業所を活用して

交流を幾重にも積み重ねていくことが、「障がい者が当たり前に生活できる町」を育む」とにつながる、と信じています。「気がつけば、障がいを持つ仲間と共に活動していた」くらいの柔らかな啓発・交流活動を心がけています。

### 3. 「自立」とは?

▼自己負担はやむなし、  
なのか?

障がい者自立支援法施行により、障がい福祉サービスが応能負担から応益負担と変わり、基本的にサービス利用に自己負担が発生するようになりました。サービス利用料は、施行当初(平成18年4月)、非課税の方でも原則1割(%)の原則は未だ変更なし)、減免されても月1万5千円かかるとされていました。しかし、何度か負担上限額が見直され、現在は0円になっています(ただし納税者の方は現在も高額負担)。

「一定の自己負担はやむなし」との意見も耳にしますが、全く贅成できません。そもそも社会の中に、障がい者が働く環境や活動する場が十分整えていないから障がい福祉サービスを利用するためにあつて、そこに応益負担を導入するのは「当たり前に生きる

」)と、が十分補償されない社会のことが、「障がい者が当たり前に生活できる町」を育む」とにつながる、と信じています。「気がつけば、障がいを持つ仲間と共に活動していた」くらいの柔らかな啓発・交流活動を心がけています。

### ▼制度の行方を注視

利用者の皆さん、本当に働くことが大好きです。そもそも工賃にもかかわらず、毎日事業所に通われます。そしてそのわずかな工賃の中から利用料を支払われるのです。ある方が、利用料千五百円を支払われる時、「ありがとうございます」とつぶやかれました。微々たる工賃しか支払えず、しかも利用料を支払っていた上で、お礼を言われたことは、本当に申し訳なく思いました。

遅くとも平成25年8月までに障がい者自立支援法は廃止され、新たに障がい者総合福祉法が施行される見込みですが、生きる権利を守る根拠となるべき法律の行方が、様々な政治的な動きの中、未だ不透明であることに非常に憤りを感じます。少なくとも応益負担の議論が再燃しない」とを切に願っています。

### 4. 私たちが大切に思ひたいこと

その言葉の背中に、「就労」や「人の手を借りずに生きていく」と「がべたりと張り付いているのならば、私たち『自立』を支援するつもりなどありません。誰もが当たり前に暮していくためのシステムが築かれていない社会で、障がい者が一方的に「自立」を求めるのは、行き先や航路をはっきりと教えられずに、つぎはぎだらけの海図1つ乗せた小舟で大海原に出て行けど、言い捨てられているようなものです。しかも、その海図や舟は有料なのです。

「自立」とはなんとも抽象的、多義的な言葉ですが、私たち『どこで誰どのように生きるのか』を自分で判断すること』が自立だと考えていました。自己決定権を保障し、社会活動・社会参加を阻む様々な要因(経済的・身体的因素、偏見等)を取り除いては、めで「自立論」は始まるのではない

### ▼自己決定権の保障、 自立阻害要因の排除を

「その言葉の背中に、「就労」や「人の手を借りずに生きていく」と「がべたりと張り付いているのならば、私たち『自立』を支援するつもりなどありません。誰もが当たり前に暮していくためのシステムが築かれていない社会で、障がい者が一方的に「自立」を求めるのは、行き先や航路をはっきりと教えられずに、つぎはぎだらけの海図1つ乗せた小舟で大海原に出て行けど、言い捨てられているようなものです。しかも、その海図や舟は有料なのです。

「自立」とはなんとも抽象的、多義的な言葉ですが、私たち『どこで誰どのように生きるのか』を自分で判断すること』が自立だと考えていました。自己決定権を保障し、社会活動・社会参加を阻む様々な要因(経済的・身体的因素、偏見等)を取り除いては、めで「自立論」は始まるのではない

も知らず、家族や友人とも離れ、地域の中で孤立した生活を送っています。医療機関と自宅以外に行き場も話し相手もない方も少なくあります。確かに自力で暮していますが、そういった生活を「自立した生活」と捉え、支援の対象外と判断してよいものでしようか。



このイラストは私たちの事業所に通う利用者の方が書かれたものです。この方のイラストを使い、啓発絵本を作成する予定です。もちろんこれも、大切な「つながり」を生み出す活動の一環です。

### ▼私たちにどうしたい

特定非営利活動法人すまみらい  
事業管理者 鏡味秀彦

私たちには本当に小さなNPOです。しかし、私たちなりの軽やかなフットワークで、「なんか楽しそうだな」「自分も行ってみようかな」とたくさんの方達に思つていただけるような様々なアクション

〒654-0012  
神戸市須磨区飛松町2-15-14  
smilefriends\_2003@yahoo.ne.jp

# NPO個別支援メニュー、拡がる

NPOを立ち上げたはいいけれど、継続するには乗り越えるべき壁が次々と現れてきますね。NPOのためのマネジメント研修なども開催されていますが、「ウチのこの特殊事情についてはどう対処すればいいの?」と思われたご経験も、NPOのみなさんにはあるのではなかろうか。

KECではここ数年、NPO支援の方法として、アドバイザーがその団体を訪問して行う相談・コンサルティングを重視してきました。現在は、対象とするNPOの活動分野や支援内容が異なる5つのメニューが進行中です。

2月には、こうした個別支援の手法について、全国の支援センタースタッフのみなさんと共有する合宿研修も実施し、共感を得ました。

あらためて「アドバイザー派遣型支援」のあり方をご紹介します。

対象分野 支援メニュー	全般	保育	障害児・者	環境	国際
全般	①②	③	④		
特 定			⑤	⑥	⑦

- ①NPO中長期ビジョンサポート事業:2008年度～継続中、ひょうごボランタリー基金助成、兵庫県内、2年間で8団体のべ25回  
②神戸市アドバイザー派遣事業:2005年度～継続中、神戸市委託(主幹事=神戸まちづくり研究所)、神戸市内、5年間でKEC担当18団体のべ108回  
③KECアドバイザー派遣事業:2008～09年度、(独法)福祉医療機構助成、兵庫県内、2年間で11団体のべ63回  
④KECアドバイザー派遣事業:2010年度、(独法)福祉医療機構助成、兵庫県内、5団体のべ20回を予定  
⑤神戸市小規模作業所等事業事業サポーター制度:2007年度～継続中、神戸市委託(主幹事=神戸まちづくり研究所)、神戸市内、3年間でKEC担当11団体のべ34回、2010年度は自立支援法への移行支援中心  
⑥組織運営出前講座:2009年度、(独法)環境再生保全機構(地球環境基金)委託、近畿圏内、会計・税務・労務、7団体のべ24回  
⑦NGO組織強化のためのアドバイザー派遣事業:2010年度～、(独法)国際協力機構(JICA)委託、主に西日本、会計

「アドバイザー派遣型支援」事業一覧 (③⑥は過年度事業)

- ◆アドバイザー派遣とは  
「アドバイザー派遣型支援」とは、支援を必要とするNPOをアドバイザーが訪問し、ぶつかっている壁を乗り越えるためのさまざまな支援を行うものです。
- ポイントは、
- ①(だれが)NPOのバランススタッフをはじめ、NPOの経営をよく知る人がアドバイザーであること
- ②(いつ)一定期間の継続的な支援であること
- ③(どこで)その団体の事務所を訪問して行うので、現場の空気も感じつつ、リーダー以外の複数のスタッフにも会つて話を聞くことができるうこと
- ④(何を)資金獲得、会計の仕組みづくりなど具体的な課題から、将来展望を描く、理事会の活性化、団体内コミュニケーションの改善など、団体内部のメンバーだけでは取り扱いにくい課題にまで取り組むことができるること
- ⑤(どのように)教えてあげるのではなく、アドバイザーも一緒に考える姿勢で臨み、団体自身が答えを見つけるように促す支援であること
- ◆本当の課題は別にある
- 手続きとしては、団体からこの課題を解決したい、として派遣の申し込みを受け、その解決にふさわしいと思われるアドバイザーを選任します。が、実際に訪問してリーダーだけでなくスタッフや理事などからも話を聞いていくと、必ずしもそれは問題ではなく、もつと深いところに問題の根本がある場合がよくあります。
- 例えば、いつも財政難で何とかしたい、という課題を設定してこられたが、どの助成金を得るかという話ではなく、団体内部で方向性について話し合いが行えていない、リーダーにメンバーがついて行けていない、などのコミュニケーションの課題を解決する必要が浮かび上がってくる、といったケースです。
- こうした「真の課題」を見つけることは団体内部だけではなく、外部からの冷静な評価が求められます。

かつ共感を持った支援者が働きかけることが効果的です。

## ◆チーム支援の意義

## 新たなネットワークもできたスタッフ研修

メンバーでアドバイス計画について話し合い、適任者を担当アドバイザーとします。またアドバイス進行中にも各数度「ケース検討会」を持ち、進捗状況を共有したうえで担当以外のアドバイザーから質問や意見をもらいます。つまり、複数の視点からその団体の課題について意見を交わすことになり、担当アドバイザーひとりの力

どの枠組みでもアドバイザーは3～8人ほどおり、NPO経営や会計・財務、チームビルディングなど異なる分野のエキスペートによるチームとなっています。派遺開始前にはヒアリングに基づきこのメンバーでアドバイス計画について

量に負わないで支援を行うことができ、テーマが変わるに伴いアドバイザーが途中で交代したり、スポット(単発)で担当したりすることもあります。

逆に言えば、何でも対応できる人でなければアドバイザーになれないわけではなく、得意分野を持つ数人（団体）のネットワークが組めれば取り組むことができる手法だということができます。

◆支援センター・スタッフ研修、開催しました  
去る2月、このアドバイザー派遣型支援をテーマに1泊2日の合宿研修を行いました。茨城から山口まで全国のNPO支援組織15団体のスタッフ18人の参加があり、密度の濃い時間をもちまし

・「支援」について、漠然としたイメージしかありませんでした。具體的な支援内容を聞き、「ここまでやるか」「ここからやるのか」と思われました。

確化することなので、うちの中期ビジョンにもからめて考え、内部合意していきたいなと思つています。

◆支える財源  
合宿研修でも、なるほどこんな  
支援をやってみたいけど、財源を  
どう確保するかをセットで考え

合宿研修でも、なるほどこんな支援をやってみたいけど、財源をどう確保するかをセットで考えないと、という意見がありました。KECでも、別表にあるメニュー

◆支える財源

も、なるほどこんな  
みたいけど、財源を  
いかをセットで考え  
つ意見がありまし  
、別表にあるメニュー

もらい、その必要性・有効性を実感してもらうことが必要と思われます。

ご利用いただいた団体の満足感は概ね高く、その中には、期間

最初から「アドバイス1回2万円」と掲げると、利用を申し込んだらえないとばかり反発されてしまうのは当地だけの事情ではないでしょう。何らかの「第三者からの資金」に当面は支えてもらいたい、その必要性・有効性を実感してもらうことが必要と思わ

私たちも、「アドバイザー派遣型」支援が万能だとは考えていましたが、さまざまな支援手法を組み合わせて、その団体の組織や活動の発展に今後も寄与していくたいと思っています。

課題にじつくり取り組もうとしているNPOのみなさん、「利  
用ください。また、各地の支援セ  
ンターの皆さん、こんな支援に取  
り組んでみませんか。

課題にじっくり取り組もうとしているNPOのみなさん、「利用ください。また、各地の支援センターの皆さん、こんな支援に取り組んでみませんか。

等が、モデルケースを通して具体的に学ぶことができた。  
今まで漫然と受けていた相談対応について、成果を見すえて実施する必要性／事業化の課題／スキルについて等、具体的な

派遣を受けるNPOには、ほとんどの制度で1回2千円程度を負担していただいています。しかしこうしたスタイルで支援をするには、訪問した2時間だけではなく、その前後の調べ物や、訪問時

◆多様な支援メニューの  
一環として  
NPOのマネジメント手法について、集合研修で効率よく学べ  
します。

話されている内容、資料がとて  
も本質的だつたので参考になつ  
た。

一はいざれも助成金や委託事業などで財源を確保しています。しかしこれらの財源はもちろん継続的なものばかりではありません。

の終了後も継続するためには、自らコンサルティング料に使える助成金を獲得されたところもあります。そうしたあの手この手もあります。一緒に考えていく必要があるかも

# NPOをめぐる最近の動き



## 「NPO法人会計基準」ができました！

### 策定の趣旨と経緯

二〇一〇年七月二十日、一年4ヶ月の議論を経て、「NPO法人会計基準」が策定された。

これは全国のNPO支援組織からなる「NPO法人会計基準協議会」

(09年3月31日発足、事務局＝シー

ズ・市民活動を支える制度をつくる会)が數十回にわたる会合を開いて

オープンな議論を重ねた末に、ようやく策定されたものだ。

NPO法人については他の法人に

あるような会計基準がなく、NPO

法で「財産目録、貸借対照表及び収支計算書」の作成と提出が義務づけられているだけで（第27条～第29

条）、その内容については各法人の任意とされてきた。そのため、

・十分な情報開示がなされない

・寄付者などがNPOを選ぶために比較したくても比較できない

・所轄庁による法的根拠のない「指導」が行われ、NPOに無用な事務負担を強いている

などの問題点が指摘されてきた。

NPO法人に共通の会計基準を作ること

・必要十分な情報開示の指針が示され、NPOにとつてもどうすればいいかが明瞭になる

・寄付者などがNPOを選ぶ際に求めれる財務上の情報開示が進む

- ・NPOが準拠すべき会計報告の指針が明らかになり、所轄庁の無用な指導もNPOの事務負担も減る

など現実的に大きな効果が期待されている。

所轄庁に提出し一般に公開される事業報告書が、例えば数千万円の事業規模になるのに2～3枚程度の団体が多いなど、NPOセクターとしては少々情けない状態で、大いに改善が必要だ。

### NPOには大きな意味がある

といひながら、「NPO法人会計基準」は法律でも条例でもなく、民間団体である上記の協議会が策定したもので、強制力は持たない。強制力はないが、NPO法人に関する現状では唯一の会計基準であり、全国の所轄庁でもその必要性を認め、普及に積極的に協力するところが出ており。

わが兵庫県も、NPO法人に会計基準ができるとは「望ましい」としており（兵庫県地域協働課NPO法人係）、この会計基準に従つて作成された決算報告書を正規の報告書として受け取るとしている。1年後に認証事務が移管される予定の神戸市も同様のスタンスだ。兵庫県や神戸市の姿勢を評価したい。

折しも兵庫県では、10年の春からNPO法人の事業報告書等がインターネットで公開されるようになつた。直近3年分の事業報告書・決算書のほか、定款、役員名簿などが公開されている。

兵庫県のNPO法人情報公開サイト

http://npokaisai.blog63.fc2.com/

※あだ、NPO法人会計基準のテキストはKECでも販売している（税込み千円）。右のサイトでも全文ダウンロード可能だが、200頁を超える分量があり、購入をお勧めしたい。

ター全体に「寄付の文化」を根付かせるためにも、NPOの情報開示は重要なポイントだ。ところが現状では、業報告書が、例えれば数千万円の事業としては、情報公開の否定は自殺行為ではないだろうか。

県としても、NPOにとつても市

民にとつてもよかれと考へて進めた会計基準の整備は、この情報開示を進めるための基準（スタンダード）を提供し、その促進を図るものなのだ。

※NPO法人会計基準については次のURLを参照。

http://npokaisai.blog63.fc2.com/

される」のはNPO法の根本精神であり、そこを否定してしまうと「お上が指導し、監督する」昔の公益法人制度に逆戻りしてしまう。自律と社会からの支持を基本とするNPOとしては、情報公開の否定は自殺行為ではないだろうか。

県としても、NPOにとつても市民にとってもよかれと考へて進めた施設が当のNPOから反対の声が出でて困惑するだろう（もちろんそんな声は「ごく少数のようだが）。

ネット公開は以前から要望のあつたことであり、我が県でも実現したことは大きな進歩だ。兵庫県の施策をKECとしては強く支持したい。

あとは現在不可能になつている印刷を可能にできないだろうか。ひょっとすると、NPO法人会計基準のデータが閲覧できる場所ではコピーもできるのに、ネットからはダウンロードはできても印刷はできない。キ

ーワード、所在地、活動分野による検索ができるなど使い勝手がよいサイトであるだけに、まさに「画竜点睛を欠く」状態だ。県地域協働課によれば「皆さんの意見を聞いて検討したい」とのこと。早期の前進を望みたい。

（実吉威）

※兵庫県のNPO法人情報公開は次のサイトで。

http://v-hyogo.pref.hyogo.lg.jp/

全国初のNPOによる介護保険制度外サービスの実態調査を実施、10年3月に報告書が完成した（福祉医療機構（WAM）助成事業）。

これは神戸市内のNPOや生協等、広義の非営利組織が協力し、介護保険の枠外サービスの実態を明らかにしてその重要性・必要性を訴えようとして実施したもので、ひょいこん福祉ネットが中軸となり、コーポこうべ、コミュニティ・サポートセンター・神戸などと調査委員会を結成、市保健福祉局幹部もアドバイザーとして入り、大きな連携で実施。

## (2) 「高齢者地域助け合い支援事業」実施中

・ 同種の介護保険事業と比べ、40%程度のコストしかし制度外サービス自体では成り立つておらず、寄付・会費や助成金、母体からの実質的補助等でかろうじて成り立っている

ひょうごん福祉ネットではこの調査に続き、担い手の実態に光を当てた第二次調査を今年から来年にかけて実施予定だ。

※調査の詳細は同調査「報告書」(税込み千円)をご参照。ご入手はKECまで。

ネットワーク ネットワーク ネットワーク！！

# ひょうごん福祉ネット 活動報告

NPOは単独では小さく、弱い。しかしそんなNPOも、ネットワークを組むことで大きな力を発揮できる。題して「スイミー作戦」。KECが4年あまり力を入れてきました、「ひょうごん福祉ネット」の近況報告です。

- ・神戸市内の10団体が年間のべ5万3千時間のサービスを供給
  - ・サービス内容は「家事援助」が半分強。「見守り・話し相手」「移送
  - ・サービスをほぼ網羅し、次のように結果を得た。

10年10月より、介護保険制度外サービスの強化・拡充を目的として、神戸市保健福祉局の委託事業「高齢者地域助け合い支援事業」が始まり、ひょうごん福祉ネットが受託、実施している。

## (4) 神戸市の総合福祉計画策定への参画

えて いる。この ような 場を テーマ を  
変えて 繼続して いきたい。

ていくことが必須である——この  
ような観点から諸々の主張をした  
が、もちろん私は小委員会の一委員  
にすぎず（計画案は調査委員会の審  
議による）、全面的に計画案に反映  
されているわけではない。

10年12月26日現在、この計画は他の多くの計画とともにペブリックコメントに付されている。ぜひ多くの意見を寄せたいところだ。（ペバロス）締切は1月11日。<http://www.city.kobe.lg.jp/information/public/com>

これらのネットワー

これらのネットワーク活動では、誰かがピラミッド型組織の頂点に立つのはなく、ランダムで会合

立つのではなく、アイデアを出し合  
い、必要な事務は分担し合いながら  
進めてきた。KECは一部の事務を  
引き受け、ネットワークの結節点と

しては重要な役割を果たしてきた  
と思うが、みんなを「率いてきた」わけ  
ではない。何よりも福祉の現場は

それぞれの団体が担つており、KECができるのはファシリテーター役にすぎない。

「おめでたい」と「どうほどの」ことができるか、まだまだチャレンジが続く。(実吉威)

〔謝辞〕「スマート作戦」は「市民事務局かわにし」副理事長の三井ハル子さんお好みの表現を借用しました。

**【謝辞】**「スイミー作戦」は「市民事務局かわにし」副理事長の三井ハル子さんお好みの表現を借用しました。

とができるか、まだまだチャレンジ  
が続く。　　（実吉威）

「局かわにし」副理事長の三井ハル子さんお好みの表現を借用しました。

## KECカレンダー

2009. 10. 1~2010. 9. 30



### «««プロジェクト»»»

- ◎KECアドバイザー事業 (WAM助成: 今田、江口、荻野、東末、実、八、中原、松岡)
- 10/3、14、11/12、25、1/15、30、3/29研究会
- 10/3、11/7、1/23、30、2/21、4/10、5/8、8/7、29子育て支援NPO合同研修会
- 10/3、28、11/11 こどもコミュニティケア (実)
- 10/17、25、11/12、21、12/1、6/9、19、27、2/10、3/14 びっび (八)
- 12/9、1/9 はらっぱ (東末、実)
- 1/28 サンタッタひろばヒアリング (八)
- 2/14~15 支援センタースタッフ研修
- 10/24 WAMより視察来所 (実、八、松岡)
- 4/1 平成22年度の助成継続が決定
- 5/11 神戸市・障害福祉訪問 (実、八)
- 8/26 桃山学院大・松端克文先生を招いて障がい者支援制度の勉強会
- 8/28 会計基準学習会 (講師: 岩永清滋さん)
- ◎中長期ビジョンサポート (ひょうごボランタリー基金助成)
- 1/15、2/26、3/6、24、6/15、14、6/18、7/22、9/24 「提携」の消費者の会 (八)
- 3/16 すまみらい (八)
- 3/2 実施団体意見・情報交換会 (八)
- ◎神戸市アドバイザーパートナーシップ (神戸まちづくり研究所を受託する共同事業; 実、八)
- 2/19、3/29、31、4/27、7/23 アドバイザーハウス
- 12/2、17、1/20、2/23、3/9 WSTひょうご (八)
- 1/25、7/18、8/25 神戸コダーラ芸術教育研究所 (八)
- ステップアップ講座 ②11/12資金調達、③2/9サブちゃんサロン、④3/31会議進行
- 3/31 報告会
- ◎神戸市作業所サポート事業 (神戸まちづくり研究所を受託する共同事業; 実、八)
- 11/20、2/19、3/26、5/13、7/29 サポートー会議
- 7/1 作業所むけ制度説明会 (実、八、谷川)
- 10/7、1/19 作業所すづらん (八)
- 10/15、1/13 ピータンハウス (実)
- 3/12 鶴美服装作業所 (実)
- 8/16 ワークスタジオグレイス (八)
- ◎組織運営出前講座 (地球環境基金委託; 宮崎、荻野、高、実、八)
- 10/2、31、12/24、2/17 ケース検討会
- 11/11、12/9、22 芦生自然学校 (荻野、八)
- 11/18、12/22、1/6、2/16 古材文化の会 (宮崎、実、八)
- 12/2、1/28 緑の森自然キャンプ協会 (高、荻野、実)
- 12/4 子ども環境活動支援協会 (宮崎、八)
- 12/14、1/26、2/2 里山俱楽部 (宮崎、高、八)
- 1/20、2/9 兵庫県有機農業研究会 (高、八)
- 1/26、2/10 地球デザインスクール (高、八)
- 10/17、11/4、12/2、16、1/13、2/3 助成金力フェ (実、八)
- 11/6、4/21、6/23 神戸文化支援基金會議、6/7神戸文

### 化支援基金理事会・評議員会、7/2理事・伊藤ルミさん演奏会、9/7西川千鶴子基金設立・受贈式 (実、八)

- 11/10、1/9、4/24、6/2 今田塾
- 1/16 Webミーティング (品田、山口、八; 実=腰痛欠席)
- 4/11~びっびアドバイザー、合同理事会・総会等に出席 (八)
- 4/15、23 住友ゴム工業助成候補先ヒアリング同行 (団体)、8/2、4/6、2/1打ち合わせ
- 5/12、6/9、16、7/2 みみづく編集委員会 (諏訪、実、八)
- 6/9 「市民調査」研究会 (企画=諏訪、実、八)
- 9/19 市民活動の「基盤」を考えるフォーラム (ゲスト: 早瀬昇さん、室崎益輝さん; 総出)

### «««ネットワーク»»»

#### ◎ひょうご福祉ネット

- 10/7、11/6、1/20、2/19、3/25、4/16、5/15、7/28 例会 (実、松岡、谷川、正木)、6/27総会 (実、谷川)
- 10/5、26、2/6、3/1、5/15介護保険制度外サービス事業実態調査委員会 (実、八、松岡)
- 1/16、18 入力大会 (宮下、園、興津、松岡)
- 1/24、3/10 小委員会
- 4/15 報告書納品、4/27 記者発表 (@市役所)
- 12/14 大阪方面視察バスツアー (松岡、村上)
- 3/21 講演・交流会; 講師・同志社大学上野谷加代子さん (松岡、実、八)
- 8/19 神戸市雇用創出事業申請、9/1審査会 (実)

#### ◎ひょうご市民活動協議会 (HYOGON)

- 11/26、5/25、8/5 運営委員会 (実)、6/22 総会 (実、八、谷川)
- 11/26、6/22、8/5 カフェ (実、八、村上、谷川、芳形)
- 1/7 NPO賀詞交換会 (総出)

- 11/10 明治製紙よりお菓子寄贈希望団体への連絡 (興津)
- 11/19、2/8、3/14 全社協修および準備 (実)
- 11/22 奈良市事業仕分け傍聴 (実)
- 11/24 伝えるコツ委員会、2/10フォーラム (実)
- 11/26、1/14、3/15、7/15、9/9 HYVIS例会 (八)
- 11/27、2/12、4/20、6/24 会計税務研究会 (SONP、実、八)
- 1/27 茨城NPOセンター・コモンズ横田能洋さん来る
- 3/24 多文化座談会 (実)
- 4/6 緑の森自然キャンプ協会10周年 (実、八、興津、村)
- 4/29 リーフグリーン10周年 (実、八)
- 5/1 Cネット10周年 (実、八)
- 5/22 大阪ボランティア協議会講演会・総会 (八、品田)
- 6/20 フェミニストカウンセリング神戸総会 (八)
- 6/26 会計担当者の集い (主催: NPO会計支援センター、八)
- 7/6 NPO法改正 関西地域学習会 (実、八、興津、谷川)
- 8/11 ハンズオン! 埼玉 西川正さん来る

### «««学び支援»»»

- 11/30 「NPO支援センタースタッフ研修」 (日本NPOセンター; 実)
- 12/18 「伝えるコツセミナーin富山」 (実)
- 12/25 関西学院大岡本先生ゼミ生3名来訪 (八)
- 2/20 香川県「NPOマネジメント講座」 (実)
- 3/12 鮎江市「NPOスタッフ研修」 (八)

- 3/18 鮎江市「元気な組織作りのためのリーガーの役割とは」 (実)
- 3/19 鮎江市「子育てNPOのための組織力教科講座」 (実)
- 5/22 茨城NPOセンター・コモンズ「総会記念講演会」 (実)
- 6/3 神戸山手大山地先生学生フィールドワーク受け入れ (実)
- 6/5 西宮市男女共同参画センター10周年シンポジウム (八)
- 6/6 市民社会創造ファンドSSCSインターナンス名古屋 (実、八)
- 6/14 関西学院大上野先生講義ゲスト (実)
- 7/4 SSCSインターナンス谷川あす香さん入校式 (実)
- 7/7~7/22 JICA青年研修 (坂西、実、谷川、芳形、興津、村上)
- 7/30 鉄道弘済会社会福祉セミナー (実)
- 8/21 講演・ワークショップ~制度外福祉サービス調査 (7/14付) 三木、実
- 8/24 犬高校生来訪 (実)
- 9/17 「NPOの初歩による行政・社会への働きかけ」みえNPO検討会 (実)

#### ◎審議会・委員会など (特記以外は実吉)

- 10/16、4/23、5/31、7/2 神戸市すまい審議会
- 10/19 日本NPOセンター三役会、11/20、5/10理事会、5/28総会 (八)、7/29、8/27クスクフォース
- 11/14、2/4、8/7、20 NPO法人会計基準策定プロセス協議会
- 11/27 みみづく基金・KOBE検証ビジョン委員会
- 4/20、7/26、8/19、9/16 SR円卓「持続可能な地域づくりWG」
- 5/14、6/14、28、7/12、16、26 神戸市市民福祉調査委員会・小委員会、ワークショップ
- 5/16、6/16、7/22 神戸ソーシャルビジネス円卓会議
- 5/27、7/20 民間支援センター・将来を展望する会 (CEO会議)
- 5/28 NPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会総会 (八)
- 9/6 NPOと行政の協働会議

### «««みみづく舎»»»

- 10/31 フェアトレードショップみみづく舎閉店
- 11/7 衣料業に衣替え、「コラボテーブル」としてオーブン
- 5/20 取締役会、5/29 総会
- 6/11 「ハンドメイドCLEAR.」にテナント交代

### «««事務局関連»»»

- 10/2、8/25 運営会議 (実)
- 10/10 本棚購入、書籍整理 (実、中原)
- 10/18~3/31 松岡香江さんみみづく (KEC・福祉ネット兼務)
- 10/27 ボランティア村上真一さん活動開始
- 10/29 企業との協働事業奨励金プロセス、12/13 ポランターネットにて発表 (住友ゴム中道課長、実、八)
- 12/4~6/8 公益法人へ認定NPO法人制度勉強会 (興津、村上、実、八)
- 12/24、4/12、7/19 理事会 (実、八)
- 12/24 忘年会
- 3/18 (前年7月~概ね毎週木曜) みみづくヨガ@ZF (宮下和佳師)
- 6/19 ボランティア芳形朋江さん活動開始
- 8/3~9/2 正木雄太さんインター活動
- 8/10 認定NPO法人化に向け大阪国税局調査 (実、八)
- 8/12 模様替え (興津、村上、谷川、芳形、正木、実、八)
- 8/13~16 お盆休み
- 9/8 森口千種さん勤務開始
- 9/15 国税庁長官より認定NPO法人としての認定通知とどく
- 9/19 通常総会

ご入会・ご継続ありがとうございます! みなさまからのご期待に応えるべく、一同努力してまいります。

今後ともよろしくお願いいたします。

— 賛助会員 —

宝 伊	◎	神 大 京 愛 富 千 神 東 喬 個	○	賛助会員
大塚実丹 和水中長伸 仲戸筒竹杉芝 小梶岡青	○	三牧服木 稲芦吉 都西知 増田 神奈川	高橋 池田	西宮市
日市吉市 田野山嶋 田井川田崎林	○	木部岡原田府田池	細田	明石市
向 向夫・照子	○	田市木原山都野原山	田	高橋水井市
郁夫	○	市里部岡原田府田池	原山	垂井市
大塚実丹 和水中長伸 仲戸筒竹杉芝 小梶岡青	○	市里部岡原田府田池	都野原山	新田
日市吉市 田野山嶋 田井川田崎林	○	市里部岡原田府田池	原山	西宮市
向 向夫・照子	○	市里部岡原田府田池	都野原山	明石市
郁夫	○	市里部岡原田府田池	原山	高橋水井市
奈良個人	○	尼崎市	○	明石市
奈良個人	○	尼崎市	○	高橋水井市
淡路市	○	尼崎市	○	明石市
淡路市	○	尼崎市	○	高橋水井市
洲本市民サポートセンター	○	尼崎市	○	明石市
洲本市民サポートセンター	○	尼崎市	○	高橋水井市
兵庫県腎臓会	○	尼崎市	○	明石市
兵庫県腎臓会	○	尼崎市	○	高橋水井市
星が丘	○	尼崎市	○	明石市
星が丘	○	尼崎市	○	高橋水井市
厚文宏	○	尼崎市	○	明石市
厚文宏	○	尼崎市	○	高橋水井市
由貴子	○	尼崎市	○	明石市
由貴子	○	尼崎市	○	高橋水井市
耕一	○	尼崎市	○	明石市
耕一	○	尼崎市	○	高橋水井市
義輝	○	尼崎市	○	明石市
義輝	○	尼崎市	○	高橋水井市
正栄信	○	尼崎市	○	明石市
正栄信	○	尼崎市	○	高橋水井市
正義	○	尼崎市	○	明石市
正義	○	尼崎市	○	高橋水井市
暉	○	尼崎市	○	明石市
暉	○	尼崎市	○	高橋水井市
輝	○	尼崎市	○	明石市
輝	○	尼崎市	○	高橋水井市
正義	○	尼崎市	○	明石市
正義	○	尼崎市	○	高橋水井市
暉	○	尼崎市	○	明石市
暉	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市
功孝悦	○	尼崎市	○	高橋水井市
陽一	○	尼崎市	○	明石市
陽一	○	尼崎市	○	高橋水井市
功孝悦	○	尼崎市	○	明石市